

■建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集（Q & A改定7版）講習会における質問と回答（第2弾分）

番号	Q & A 頁	Q & A 番号	質問	回答
1	12	1-7	以下の3項目は主要構造部では。 ・直通階段に該当する屋外階段 ・令112条16項（最新条項）における「庇」「袖壁」は ・法35条の3の間仕切り壁は	ご質問の屋外階段、庇、袖壁はすべて防火上重要な部分であるため、主要構造部に該当します。 法35条の3の間仕切りは、P38（2-66）をご参照ください。
2	16	1-24	本体が耐火・準耐火でも、そで壁は防火構造でよいのか。	そで壁が構造上一体であれば、本体の構造によります。 構造上一体でなければ、当該Aのとおりです。
3	24	2-9	⑦の図書室は、生徒が授業で日常的に使わないものであっても教室に該当するのか（P46参照）	貴見のとおりです。
4	33	2-44	100㎡以下の廊下であっても、告示1436号四号二（2）の適用は不可という解釈か。	原則、安全に避難を行うためには、排煙設備を設けることが必要と考えます。なお取扱いが異なるところもあるため、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。（第1弾回答の2-47と同様の質問）
5	34	2-49	排煙緩和の告示 平12建告1436-4-ニ-（4）について、内装不燃と共に防煙垂壁の設置を求められる場合があるが、理由を教えてください。	告示1436-4-ニ-（4）を適用した当該居室の火災拡大を抑えと共に他の部分へ煙を伝播させないことを目的としているため、出入口等の上部に防煙垂壁の設置を求めています。 （参考）建築基準法設備関係法令解説書2020年版
6	61	3-45	天空率の適用は出来るのか。また適用できる場合に緩和規定も適用できるのか（後退距離など）	天空率及び緩和の各規定の適用も可能です。
7	78	4-26	（3）において、ただし書きとの「等」とは他に何をさしているのか。 簡易なものの基準はあるのか ただし書きに該当する場合は固定階段でも良いということか	個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。

■建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集（Q & A改定7版）講習会における質問と回答（第2弾分）

番号	Q & A 頁	Q & A 番号	質問	回答
8	103	条例6条	面するの定義は。 例えば青空駐車場や外構の塀が前面にある場合に面するといえるのか。 桁行とは芯々寸法でよいか。	主要な出入口から直接出入りできる必要があり、通行に支障となる場合は面するといえません。その他の事例については個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。 なお桁行寸法の算定は芯々寸法で構いません。
9	104	条例6条	「等」とは他に何を想定しているのか。 また図では、軒先とバルコニー先が同じ出になっているが、軒先からの有効寸法でもあるのか。	「等」とは建築物に該当するすべてを含みます。建築物の先端と考えられる箇所については、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
10	119	条例50条	自動車車庫とは、原動機付自転車（50cc以下）も含まれますか。	用途判断については、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。

※掲載内容と直接の関係がないことから、掲載に至らなかったご質問についても次回以降の改訂の参考とさせていただきます。